公益財団法人 日本極地研究振興会
会員に関する規程

（目 的）
第 1 条 この規程は、定款第 39 条第 2 項の規定に基づき、この法人(以下「振興会」 という。)の会員の入会及び退会並びに必要な事項を定めるものとする。

（会員の種別）
第 2 条 振興会の会員の種別は次の維持会員、ジュニア会員、賛助会員とする。
（1）維持会員：振興会の目的及び事業に賛同し、維持会費を収める個人
（2）ジュニア会員：振興会の目的及び事業に賛同し、ジュニア会費を収める高校生以下の個人
（3）賛助会員：振興会の目的及び事業に賛同し、賛助会費を納める法人または個人

（入会手続）
第 3 条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

（会 費）
第 4 条 振興会の会員は、会員の種別に応じて次の会費を納入しなければならない。
（1）維持会員　　年 額 1口 4,000 円
（2）ジュニア会員　年 額 1口 2,000 円
（3）個人賛助会員 年額 1口 10,000 円
（4）法人賛助会員 年額 1口 10,000 円
2 個人賛助会員並びに法人賛助会員の会費は、公益財団法人として認定されている振興会に対する寄付金として受領することにより、税制上の優遇措置を受けることができる。

（会員の特典）
第 5 条 会員は次の特典を受けることができる。
（1）振興会が年2回刊行する会誌「極地」とメールマガジンの無料配布サービス
（2）振興会刊行物の割引料金での購入
（3）南極・北極に関する講演会、シンポジウム、トピックスなどの最新情報の提供
（4）ボランティアとして振興会の各種活動への参加・協力

（会費の使途）
第 6 条 第 4 条の会費は、毎事業年度における全額を法人会計に使用することができる。

（会員の資格喪失）
第 7 条 会員が次の事項に該当する場合は、会員の資格を喪失する。
（1）会費を継続して3年分以上納入しなかったとき
（2）当該会員が死亡したとき
（3）法人賛助会員である法人が解散または清算をしたとき
（4）第 8 条に基づき除名されたとき

（除 名）
第 8 条 会員が次の各号の事由に該当するときは、理事長の了承を得て除名することができる。その場合、当該会員には経緯を説明する機会を与えなければならない。
（1）違法行為又は著しく社会的通念に反する行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
（2）本財団の社会的信用の失墜をきたすような行為をしたとき

（退 会）
第 9 条 会員はいつでも退会通知を振興会に提出することにより、退会することができる。
2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（理事会への報告）
第 10 条 理事長は年１回、個人会員と法人会員の入退会状況を理事会に報告しなければならない。

（改 訂）
第 11 条この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附 則
この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。（平成 30 年 5 月 15 日理事会議決）
2 第 2 条、第 4 条、第 6 条の改定を令和 2 年 5 月 21 日より施行する。（同日理事会決議）
３第 6 条の改定を令和 5 年 10 月 30 日より施行する。（同日理事会決議）